

長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品）の 処方に係る「選定療養費」のお知らせ

令和 6 年度の診療報酬改定により、令和 6 年 10 月から
長期収載品を患者さん自身で希望した際に、選定療養費
として自己負担が発生します。

【対象医薬品】

後発品のある先発医薬品で後発品収載から 5 年経過しているものや、後発品置換え率が 50%以上の長期収載品が対象になります。対象医薬品リストは、厚生労働省ホームページで公表されています。

【自己負担額】

長期収載品の価格と後発医薬品の最高価格帯との差額の 4 分の 1 が自己負担になります。（消費税もかかります）
※公費負担の方も自己負担が発生いたします。

【対象とならない方】

- ・入院中の患者（外来のみ対象となります）
- ・処方医が医療上の必要性があると判断し、後発医薬品への変更不可とした場合
- ・後発医薬品を提供することが困難な場合

2024 年 9 月 津田沼中央総合病院